

30福保医安第649号
平成30年8月30日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長
矢 沢 知 子
(公印省略)

児童虐待の防止に向けた児童等に関する情報又は資料の提供について

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり東京都では児童虐待防止対策部会を設置し、全庁横断的な体制で児童虐待防止の取組を強化しているため、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院には東京都から別途通知しておりますので申し添えます。

記

送付書類

- ・児童虐待の防止に向けた児童等に関する情報又は資料の提供について
(平成30年8月30日付30福保子家第807号)

(問合せ先)

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導担当
電話03-5320-4432

都内医療機関管理者 殿

東京都福祉保健局長
内藤 淳
(公印省略)

児童虐待の防止に向けた児童等に関する情報又は資料の提供について（依頼）

平素より、東京都の児童福祉行政に御理解と御協力いただき感謝申し上げます。

東京都では、本年3月に目黒区で発生した5歳の女児の虐待死事件を受け、東京都子供・子育て会議児童虐待防止対策部会を設置し、全庁横断的な体制で児童虐待防止の取組を強化しているところです。

同時に、児童虐待を防止するためには、公的機関だけではなく、民間の機関や事業者、団体など、地域の多くの皆様の協力が不可欠です。

特に、児童虐待を発見した場合には速やかに児童相談所等に通告を行うとともに、未然防止や早期発見の観点から、「虐待かどうかわからないが心配な子供がいる」というレベルの相談や情報提供であっても躊躇することなく行うことが重要です。

「児童虐待の防止等に関する法律」においては、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを区市町村や児童相談所等に通告しなければならないとされています（同法第6条）。

また、同法第13条の4では、「地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」は、児童相談所長や区市町村から、児童虐待に係る児童又は保護者、その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるとしています。

各団体におかれましては、これらの法の趣旨を踏まえ、虐待に関する通告及び児童相談所や区市町村の調査に対し、下記のとおりご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 児童虐待の早期発見に向けた通告

添付の「虐待に気づくためのチェックリスト」記載の項目に該当する児童や家庭に気づいた場合は、速やかに添付の「児童虐待通告の手順」に沿って裏面記載の通告先に連絡いただくよう、従事者の皆様への周知をお願いいたします。

2 児童相談所等の調査への協力

「児童虐待の防止等に関する法律」第13条の4により、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師その他児童の医療に関連する職務に従事する者は、児童相談所や区市町村から児童虐待に係る資料又は情報の提供を求められた場合、原則として、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、資料又は情報を提供することが可能となっています。つきましては、各団体におかれましては、児童相談所等の調査に御協力いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- 別添1 虐待に気づくためのチェックリスト
- 別添2 児童虐待通告の手順
- 別添3 通告先一覧
- 別添4 関係法令について
- 別添5 地域の関係機関のみなさまのための児童虐待防止リーフレット

【問合せ先】

- 東京都子供・子育て会議児童虐待防止対策部会及び本通知全般に関すること—
福祉保健局少子社会対策部家庭支援課子育て事業担当 原田・三角
電話：03-5320-4371（直通）

- 添付資料及び児童相談所に関すること—
福祉保健局少子社会対策部家庭支援課児童相談所運営担当 横森・瀬瀬
電話：03-5320-4127（直通）

虐待に気づくためのチェックリスト

「虐待」に該当しますので、すぐに通告してください。

- 1つでも該当したら、まずは、通告をしてください。
- 通告時には、子供の氏名、生年月日、住所、虐待の内容、子供の状態、保護者や家族の状況などお伺いします。お分かりの範囲で、ご協力をお願いします。
- ◆**通告者や相談内容についての秘密は守ります。** ◆**子供の安全を第一に考えます**

共通

1	子供	<input type="checkbox"/>	不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）が見られる
2		<input type="checkbox"/>	家の外に閉め出されている
3		<input type="checkbox"/>	衣服や身体が極端に不潔である
4		<input type="checkbox"/>	食事を与えられていない
5		<input type="checkbox"/>	夜遅くまで遊んだり、徘徊している
6	保護者	<input type="checkbox"/>	小さい子供を置いたまま外出している
7		<input type="checkbox"/>	体罰を正当化する
8		<input type="checkbox"/>	子供が怪我や病気をしていても医師に見せない、怪我等について不自然な説明をする

虐待に気づくためのチェックリスト

虐待の可能性があるので、迷わず連絡（通告）してください。

- こうした項目に当てはまる場合には虐待の可能性あります。
- 通告時には、子供の氏名、生年月日、住所、虐待の内容、子供の状態、保護者や家族の状況などお伺いします。お分かりの範囲で、ご協力をお願いします。
- ◆通告者や相談内容についての秘密は守ります。 ◆子供の安全を第一に考えます

共通

1	子供の様子	<input type="checkbox"/>	いつも子供の泣き叫ぶ声、叩かれる音が聞こえる
2		<input type="checkbox"/>	極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長、低体重、急な体重減少等）
3		<input type="checkbox"/>	季節にそぐわない服装をしている
4		<input type="checkbox"/>	食事に異常な執着を示す
5		<input type="checkbox"/>	ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定、過度に緊張し視線が合わない
6		<input type="checkbox"/>	気力がない、表情が乏しく活気がない（無表情）
7		<input type="checkbox"/>	態度が怯えていたり、親や大人の顔色をうかがったり、親を避けようとする
8		<input type="checkbox"/>	家に帰りたくないそぶりがある
9		<input type="checkbox"/>	誰かれなく大人に甘え、警戒心が過度に薄い
10	保護者（親）の様子	<input type="checkbox"/>	地域や親族などと交流がなく、孤立している、支援に拒否的である
11		<input type="checkbox"/>	子供の養育に関して拒否的、無関心である
12		<input type="checkbox"/>	年齢不相応な養育（しつけ）を正当化する
13		<input type="checkbox"/>	子供に対して拒否的な発言をする
14		<input type="checkbox"/>	気分の変動が激しく、子供や他人にかんしゃくを爆発させる
15		<input type="checkbox"/>	夜間徘徊などを黙認する

虐待に気づくためのチェックリスト（関係機関別）

※共通項目に加えて、下記項目も追加

民間事業者（水道・電気・ガス事業者）

1	<input type="checkbox"/>	子育て家庭においてライフラインが止まっている
2	<input type="checkbox"/>	子育て家庭において支払が長期間滞っているなど生活の困窮が心配される
3	<input type="checkbox"/>	訪問時に、不自然に子供を隠し、追い返そうとする
4	<input type="checkbox"/>	子育て家庭においていわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である

民間事業者（スーパー、コンビニ、飲食店など）

1	<input type="checkbox"/>	保護者が子供を叩くのを目撃した
2	<input type="checkbox"/>	低年齢の子どもが夜遅く子供だけで店に出入りしている

マンション、集合住宅等の管理人

1	<input type="checkbox"/>	マンション等の住民から子供の虐待の目撃等の情報がある
2	<input type="checkbox"/>	子育て家庭において支払が長期間滞っているなど生活の困窮が心配される
3	<input type="checkbox"/>	訪問時に、不自然に子供を隠し、追い返そうとする
4	<input type="checkbox"/>	子育て家庭においていわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である

民生委員・児童委員

1	<input type="checkbox"/>	公園などで一人で夜遅くまで遊んでいる
2	<input type="checkbox"/>	近所から子供の虐待の目撃情報がある
3	<input type="checkbox"/>	長らく子供の姿が見えず、近所でも心配をしている
4	<input type="checkbox"/>	外で保護者が子供をよく怒鳴っている
5	<input type="checkbox"/>	子育て家庭においていわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である

虐待に気づくためのチェックリスト（関係機関別）

※共通項目に加えて、下記項目も追加

保育所・幼稚園・学校等

1	<input type="checkbox"/>	給食やおやつを不自然なほどガツガツと食べる
2	<input type="checkbox"/>	無断欠席が多く連絡がとれない
3	<input type="checkbox"/>	保護者がいつも行事などに子供を参加させない
4	<input type="checkbox"/>	治療が必要であっても受診させない

医療機関

1	<input type="checkbox"/>	怪我の説明が二転三転し、矛盾する
2	<input type="checkbox"/>	子供から怪我の原因を説明させない、保護者が口止めをしている様子
3	<input type="checkbox"/>	病気でも受診が遅く、同伴しないこともある
4	<input type="checkbox"/>	子供の健康状態に無関心である
5	<input type="checkbox"/>	不審な怪我がある
6	<input type="checkbox"/>	保護者（母親）にも不審なあざ等がある

公共交通機関

1	<input type="checkbox"/>	乗り物やプラットホーム等の公共の場で、保護者が子供を叩く等の目撃情報がある
2	<input type="checkbox"/>	低年齢の子供が夜遅く子供だけで電車やバスに乗っている、構内にいる

商店街・自治会

1	<input type="checkbox"/>	商店街などで、保護者が子供を叩く、怒鳴る等の目撃情報がある
2	<input type="checkbox"/>	低年齢の子供が夜遅く商店街を徘徊している
3	<input type="checkbox"/>	子供が万引きをしている

児童虐待通告の手順

一般的な手順

虐待又は虐待の疑いを発見

← 生命・身体に危険があり
緊急の場合

警察110番

子供家庭支援センター

児童相談所

月～金 午前9時～午後5時

※それ以外の時間帯については、
児童相談所全国共通ダイヤル189で対応

※関係機関や、都内児相に相談中の方で、緊急の場合、
緊急連絡03-5937-2330で対応

(平日夜間の17時45分以降、土日祝、年末年始)

必要に応じて、児相に援助要請・送致→

↑
必要に応じて、児相に通告

都内児童相談所通告先一覧

児童相談センター	☎ 03-5937-2311
(練馬区、小笠原支庁)	
(渋谷区、文京区、台東区、豊島区、大島支庁)	☎ 03-5937-2314
(新宿区、中央区、港区、千代田区、八丈・三宅支庁)	☎ 03-5937-2317
江東児童相談所	☎ 03-3640-5432
(江東区、墨田区、江戸川区)	
品川児童相談所	☎ 03-3474-5442
(品川区、目黒区、大田区)	
世田谷児童相談所	☎ 03-5477-6301
(世田谷区、狛江市)	
杉並児童相談所	☎ 03-5370-6001
(杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市)	
北児童相談所	☎ 03-3913-5421
(北区、荒川区、板橋区)	

足立児童相談所	☎ 03-3854-1181
(足立区、葛飾区)	
八王子児童相談所	☎ 042-624-1141
(八王子市、町田市、日野市)	
立川児童相談所	☎ 042-523-1321
(立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町)	
小平児童相談所	☎ 042-467-3711
(小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市)	
多摩児童相談所	☎ 042-372-5600
(多摩市、府中市、調布市、稲城市)	

児童相談所全国共通ダイヤル

イチハヤク
☎ 189 番へ お近くの児童相談所につながります。

区市町村相談・通告先一覧

区市町村名	電話番号	区市町村名	電話番号	区市町村名	電話番号
千代田区児童・家庭支援センター	03-3256-8150	葛飾区子ども総合センター	03-3602-1389	東久留米市子ども家庭支援センター	042-471-0910
中央区子ども家庭支援センター	03-3534-2228	江戸川区子ども家庭支援センター	03-5662-5115	武蔵村山市子ども家庭支援センター	042-590-1152
港区子ども家庭支援センター	03-6400-0092	八王子市子ども家庭支援センター	042-656-8225	多摩市立子育て総合センター	042-355-3777
新宿区子ども総合センター	03-3232-0675	立川市子ども家庭支援センター	042-528-4338	稲城市子ども家庭支援センター	042-378-6366
文京区子ども家庭支援センター	03-5803-1109	武蔵野市子ども家庭支援センター	0422-55-9002	羽村市子ども家庭支援センター	042-578-2882
台東区日本堤子ども家庭支援センター	03-3875-1889	三鷹市子ども家庭支援センターのびのびひろば	0422-40-5925	あきる野市子ども家庭支援センター	042-550-3313
墨田区子育て支援総合センター	03-5630-6351	青梅市子ども家庭支援センター	0428-24-2126	西東京市子ども家庭支援センター	042-439-0081
江東区南砂子ども家庭支援センター	03-3646-5481	府中市子ども家庭支援センター	042-354-8701	瑞穂町子ども家庭支援センター	042-568-0051
品川区子育て支援センター	03-5749-1032	昭島市子ども家庭支援センター	042-543-9046	日の出町子ども家庭支援センター	042-597-6177
目黒区子ども家庭支援センター	03-5722-9743	調布市子ども家庭支援センターすこやか	0120-087-358	奥多摩町子ども家庭支援センター	0428-85-1788
大田区子ども家庭支援センター	03-5753-9924	町田市子ども家庭支援センター	042-724-4419	檜原村子ども家庭支援センター	042-598-3122
せたがや子ども家庭支援センター	03-5432-2848	小金井市子ども家庭支援センター	042-321-3146	大島町子ども家庭支援センター	04992-2-2398
渋谷区子ども家庭支援センター	0120-135-415	小平市子ども家庭支援センター	042-347-3192	利島村役場 住民課	04992-9-0011
中野区子ども家庭支援センター	03-3228-7867	日野市子ども家庭支援センター	042-599-5454	新島村子ども家庭支援センター	04992-5-1856
杉並区子ども家庭支援センター	03-5929-1902	東村山市子ども家庭支援センター	042-390-2271	神津島村子ども家庭支援センター	04992-8-1180
豊島区東部子ども家庭支援センター	03-5980-5275	国分寺市子ども家庭支援センター	042-572-8138	三宅村子ども家庭支援センター	04994-5-0982
北区子ども家庭支援センター	03-3912-1894	国立市子ども家庭支援センター	042-573-0965	御蔵島村子ども家庭支援センター	04994-8-2121
荒川区子ども家庭支援センター	03-3805-5523	福生市子ども家庭支援センター	042-539-2555	八丈町子ども家庭支援センター	04996-2-4300
板橋区子ども家庭支援センター	03-3579-2658	狛江市子ども家庭支援センター	03-5438-6605	青ヶ島村役場 総務課 庶務民生係	04996-9-0111
練馬区練馬子ども家庭支援センター	0120-248-551	東大和市子ども家庭支援センター	042-565-3651	小笠原村子ども家庭支援センター	04998-2-3939
足立区こども支援センターげんき	03-3852-3535	清瀬市子ども家庭支援センター	042-495-7701		

関係法令について (1)

児童虐待の防止等に関する法律 第2条 (虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

児童虐待の防止等に関する法律 第3条 (児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

児童虐待の防止等に関する法律 第5条 (児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律 第6条 (児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

関係法令について (2)

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

児童虐待の防止等に関する法律 第7条 （守秘義務）

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

児童虐待の防止等に関する法律 第8条 （通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

児童虐待の防止等に関する法律 第13条の4 （資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

関係法令について (3)

児童福祉法 第6条の3 (要保護児童)

第六条の三

8 この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

児童福祉法 第11条 (都道府県の業務)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

児童福祉法 第12条 (児童相談所)

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

2 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

児童福祉法 第25条 (児童虐待を発見した場合の通告)

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

関係法令について (4)

- 2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

児童福祉法第25条の2 (要保護児童対策地域協議会等)

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

児童福祉法第25条の3 (資料又は情報の提供等)

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

児童福祉法第25条の5 (要保護児童対策地域協議会の守秘義務)

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

関係法令について (5)

個人情報の保護に関する法律

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

東京都個人情報の保護に関する条例

第十条

2 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関以外の者への提供(以下「目的外提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令等に定めがあるとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 専ら学術研究又は統計の作成のために提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

六 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等(以下この号において「国等の機関」という。)に提供する場合で、国等の機関が事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

虐待の調査について、以下の場合に、ご協力をください。

一般の民間事業者においても、児童虐待防止に係る情報を提供しても、個人情報保護法に違反することはありません。例えば、虐待通告に基づき、スーパー、コンビニ、集合住宅、鉄道会社、飲食店等は調査への協力をしても問題はありません。

「人の生命、身体又は財産の保護のために特に必要で、本人の同意を得られない時」「児童の健全な育成のために必要であって、本人の同意を得られない時」等、個人情報の提供は可能です。

不動産管理会社の皆様



調査をしても世帯が特定できない場合や、住民に会えない場合、管理人や管理会社に、聴き取りやリーフレット配布の許可などをお願いすることがあります。

教育関係者の皆様



家庭訪問等で子供に会えない場合、保育所・幼稚園・学校・塾や習い事などで、子供の安全確認をお願いすることがあります。

地域事業者等の皆様



外で虐待を目撃したという通告の場合、スーパー、コンビニ、飲食店、公共交通機関、警備会社等に対して、目撃情報や防犯カメラの映像を求める等の協力をお願いすることがあります。

ライフライン関連事業者の皆様



子供の安全確認ができない場合、ライフライン関連会社（ガス、電気、水道）に、供給停止の時期などの情報提供をお願いすることがあります。

虐待に気づいたり、虐待を疑ったら、下記通告先までご連絡ください

- ◆ 通告者や相談内容について秘密は守ります
- ◆ 子供の安全を第一に考えます

区市町村相談・通告先一覧

(平成29年8月1日現在)

区市町村名	電話番号	区市町村名	電話番号
千代田区	03-3256-8150	町田市	042-724-4419
中央区	03-3534-2228	小金井市	042-321-3146
港区	03-6400-0092	小平市	042-347-3192
新宿区	03-3232-0675	日野市	042-599-5454
文京区	03-5803-1109	東村山市	042-390-2271
台東区	03-3875-1889	国分寺市	042-572-8138
墨田区	03-5630-6677	国立市	042-573-0965
江東区	03-3646-5481	福生市	042-539-2555
品川区	03-5749-1032	狛江市	03-5438-6606
目黒区	03-5722-9743	東大和市	042-565-3651
大田区	03-5753-9924	清瀬市	042-495-7701
世田谷区	03-5432-2848	東久留米市	042-471-0910
渋谷区	0120-135-415	武蔵村山市	042-590-1152
中野区	03-3228-7867	多摩市	042-355-3777
杉並区	03-5929-1901	稲城市	042-378-6366
豊島区	03-5980-5275	羽村市	042-578-2882
北区	03-3912-1894	あきる野市	042-550-3313
荒川区	03-3805-5523	西東京市	042-439-0081
板橋区	03-3579-2658	瑞穂町	042-568-0051
練馬区	0120-248-5511	日の出町	042-597-6177
足立区	03-3852-3535	奥多摩町	0428-85-1788
葛飾区	03-3602-1389	檜原村	042-598-3122
江戸川区	03-5662-5115	大島町	04992-2-2398
八王子市	042-656-8225	利島村	04992-9-0011
立川市	042-528-4338	新島村	04992-5-1856
武蔵野市	0422-55-9002	神津島村	04992-8-1180
三鷹市	0422-40-5925	三宅村	04994-5-0982
青梅市	0428-24-2126	御蔵島村	04994-8-2121
府中市	042-354-8701	八丈町	04996-2-4300
昭島市	042-543-9046	青ヶ島村	04996-9-0111
調布市	0120-087-358	小笠原村	04998-2-3939

都内児童相談所一覧

※（ ）内は担当地域です。

児童相談センター	03-5937-2311	足立児童相談所	03-3854-1181
練馬区 小笠原支庁	03-5937-2311	(足立区、葛飾区)	
渋谷区 文京区 世田谷区 豊島区 大島支庁	03-5937-2314	八王子児童相談所	042-624-1141
新宿区 中央区 港区 千代田区 八丈支庁	03-5937-2317	(八王子市、町田市、日野市)	
江東児童相談所	03-3640-5432	立川児童相談所	042-523-1321
(江東区、墨田区、江戸川区)		(立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町)	
品川児童相談所	03-3474-5442	小平児童相談所	042-467-3711
(品川区、目黒区、大田区)		(小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市)	
世田谷児童相談所	03-5477-6301	多摩児童相談所	042-372-5600
(世田谷区、狛江市)		(多摩市、府中市、調布市、稲城市)	
杉並児童相談所	03-5370-6001		
(杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市)			
北児童相談所	03-3913-5421		
(北区、荒川区、板橋区)			

※ 夜間及び土日祝日は、関係機関の方や、児童相談所にご相談の方で緊急の場合は03-5937-2330へ電話して下さい。

児童相談所全国共通ダイヤル

虐待通告やその他お子様のことで緊急のご相談がある場合には、189で対応します。

189番へ (お近くの児童相談所につながります。)

地域の関係機関のみなさまのための児童虐待防止リーフレット

児童虐待を防止するためには、児童相談所だけでなく、地域や関係機関のみなさまの気づきとご協力が必要です。

虐待かな?と思ったら、迷わずに連絡(通告)をしてください。また、児童相談所や区市町村の調査にご協力をください。



OSEKKAIくんは、東京をOSEKKAI化することを夢見ています。人を見つけるとOSEKKAIというKAI(貝)を与え、都民みんなをOSEKKAI人にしていきます。

11月は児童虐待防止推進月間です



東京都福祉保健局HP
子供家庭支援センター一覧



Q1 児童虐待とは具体的にどのような行為ですか？

A1 児童虐待は、保護者（親、又は親にかわる養育者）による子供の健全な発達を阻害する行為であり、禁じられています。

児童虐待の4つのタイプ

身体的虐待

叩く、殴る、けるなどの暴力
タバコの火などを押し当てる
戸外にしめ出す など



ネグレクト（保護の怠慢・養育の放棄）

適切な衣食住の世話をせず放置
病気なのに医師にみせない
乳幼児を一人家に残し外出 など



心理的虐待

無視、拒否的な態度
ば声を浴びせる
配偶者への暴力を目撃 など



性的虐待


子供への性交、性的暴力
性器や性交を見せる
ポルノの被写体などにする など





Q2 虐待に気づいたり、虐待かな？と思ったらどうすればよいですか？

A2 区市町村の子供家庭支援センター、児童相談所、児童相談所全国共通窓口 189 に通告をしてください。ただし子供の生命や安全のため、一刻を争う場合、110 通報してください。
（各機関等の連絡先は裏面をご覧ください）

通告をためらわないで

 **児童虐待通告は義務です**
虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに通告する義務があります
（児童虐待防止法第6条）

 **通告の義務は守秘義務を優先します**
守秘義務に関する法律の規定は、児童福祉法 25 条の規定による通告の遵守を妨げるものではありません
（児童虐待防止法第6条）

 **児童虐待の防止等のため協力するよう努めなければなりません**
学校、児童福祉施設、病院等の福祉に業務上関係のある団体、個人は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子供の虐待の早期発見に努める義務があります
（児童虐待防止法第5条）

Q3 虐待を見つけるサインはどのようなものがありますか？

A3 「おや？」と思うサインがあったら
悩まず相談機関に伝えてください。

こんなサインがあったら

子供に着目した場合

- いつも子供の泣き叫ぶ声が聞こえる
- 不自然な外傷（あざ、打撲、火傷）
- 極端にやせ細り低栄養（低身長・低体重）
- 衣服や身体が極端に不潔
- 夜遅くに出歩く、徘徊（はいかい）
- 家に帰りたがらない

保護者（親）に着目した場合

- 子供の養育に拒否的、無関心
- 子供に怒鳴る、拒否的な発言をする
- 年齢不相応な養育（しつけ）を正当化
- 子供のけがの説明が不自然

相談機関に
連絡してください

